

交通基本法案の立案における基本的な論点について ～「交通政策審議会・社会資本整備審議会報告」概要～

1. 交通をめぐる状況及び交通に対する基本的な認識

- ・ 少子高齢化・人口減少、地球環境問題、国際競争の激化などが、社会の有り様を根底から変え、未知の時代の到来をもたらしている。このような、転換期の交通政策の基盤となるのが「交通基本法」。
- ・ 交通は、人又はモノの空間移動。機能としては、経済活動・社会活動の基盤であるが、さらに、その意義については、社会参加を可能とすることと相まって、人が人間社会において文化的に、また、未来に向かって創造的に生きていく活力の源泉。
- ・ このような基本的な認識を踏まえた場合、これまでの交通行政を抜本的に見直し、「利用者目線・国民目線」の行政に転換し、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要。

2. 移動権について

- ・ 「生活交通」の問題や「高齢者、障がい者等の移動円滑化」の観点から移動権の保障が求められている状況。
- ・ 移動権の保障については、賛否両論あるが、内容が不明確であるなかで権利を法定すると法制論、行政論、社会実態論からさまざまな問題の発生が懸念され、委員の意見、これまでのパブリックコメントやアンケートを総合すると、交通基本法案に文字通り「移動権」若しくは「移動権の保障」と規定することは、現時点では時期尚早。
- ・ ただし、移動権が求められる背景には差し迫った問題があり、地域における生活交通や高齢者、障害者等の移動に係るユニバーサルデザイン化の推進の重要性を交通基本法の基本理念及び基本的な施策に規定し、必要な施策を講じるべき。

3. 「利用者目線・国民目線」の視点への転換に当たってのその他の論点 等

- ・ まちづくり、地球環境問題、観光立国推進の観点から、交通施策を推進する方向性等を示すべき。
- ・ 交通については、関係する主体は多様・複雑で、それぞれの関与する交通の分野もさまざまな広がりがあり、相互にネットワークでつながっている。関係者の責務に関し、交通特有の問題として、多様な関係者の連携・協働が不可欠。
- ・ 今回の審議で十分に取り扱うことができなかつた国際交通、幹線交通、物流、交通に関する技術その他の分野については、今後、交通に関する基本計画の策定に向けて、更に検討すべき。
- ・ 交通に関する基本計画は、社会資本整備重点計画と車の両輪として策定し、それを踏まえ、法制、助成制度を含め、行政運用の的確な対応が望まれる。